

## 桐生の仲間組織

土 谷 幸 久

### はじめに

桐生に絹買仲間が作られたのは享保16年(1731)の市立替の際のことである。これが桐生において仲間組織が作られる最初であった。一般に在方の仲間の成立は、マクロ的には、地方の買次を利用した都市問屋による生産地の囲い込みであった<sup>1)</sup>。桐生においてもその一環であったことは否定できない。故に、後述のように絹買仲間は他の業種仲間に先んじて結成されたのである。しかし、受動的組織であった訳ではない。

当初は、桐生新町の買次が一致団結して大間々より桐生新町への市立替を遂行するための相互監視の意味合いが強かった。その後、天明6年(1786)先染技法が伝わると、桐生の絹織物は高度化し、製造工程は専門化されることになった。そして、細分化された業種ごとの横の組織化としての仲間が結成されて行く。しかし、多くは表仲間としては認められなかつた。それにも拘らず、自治の要として維持し続けたのである。

時代とともに変化したその性格は、まとめると次のようになる。①絹買仲間が作られた当初は桐生新町への市立替を遂行するためであった。同時に、桐生新町の買次が窓口となって都市問屋による全国流通体制に参加するためであった。②先染技法導入後は産地としての桐生を守るためにあった。③幕末となると、簇生する零細機屋や仲買に対する参入障壁としては機能せず、結局仲間組織を緩和することになった。しかし、通底していることは利益の確保であった。

本稿が依拠する『桐生織物史』では、都市問屋による全国流通網と桐生との関係については幾分不明な点もある。そこで、絹買仲間を中心に、成立や性格の変化等の観点から何故仲間が必要とされたのかを考察する。

### 第1節 株仲間の成立

初めに、一般的な意味での座や株仲間について、宮本又次教授の『株仲間の研究』を中心にして整理しておく。宮本教授は、全国的流通網の要となった本商人たる問屋商人を中心に近世の商業組織、商人意識等を研究され、多くの後進の基を築かれた。桐生には座は存在しなかつたのだが、本稿の時代背景を充分に提示して余りあるものもあり、ここで参考させていただく。

さて、座は中世の狭い領国の範囲で完結する商業集団であり、株仲間が近世における全国的

<sup>1)</sup> 『江戸問屋仲間の研究』 p. 84, 129.

流通体系を担う同業者組織であるという点で異なる性格の組織であった。幕府が後者を推進した理由は、幕府の経済政策を貫徹して、経済的繁栄を享受するためであった。

### (1)座

仲間とは同業者組合、すなわち中間のことである。中は同中の意で差別意識のない全体觀を意味し、それに相互の交際や関係を意味する間を付けて中間とした。そしてそれは仲間に通じるものであり、仲間と称されたのである<sup>2)</sup>。さらに、排他性を意味する株仲間へと変貌して行くだが、その原形は座であった。

『株仲間の研究』によると、中世における座は上古の部と近世の株仲間の過渡的形態である<sup>3)</sup>。分権的封建権力との臣従関係を基とし、本所への義務を遂行するために一定の部署に付き、あるいは許可を受けて行商等に従事した者を意味し、それが営業権の保障になったのである<sup>4)</sup>。それ故、中世における座は本所に対する忠誠に外れることはあり得ず、員数として本所への義務遂行という制限の下に許可された商業集団だったのである<sup>5)</sup>。

座は、本来的に分権的封建領域の自給経済を基調とする小規模の犠牲的要素が濃い同業組合であったが、領主権力が強化されるに従い室町期には混乱が生じた。さらに、分散的性格の中世社会から集権的封建社会へと変わるに従い、各領国では城下に商品貨幣経済化が進められた。これにより、社会全体として都市と農村の分離が進められ、かつ領国においては城下が物流の結束点となり、近世になるとその上位に上方や江戸といった広域の結束点が存在するように構造化が進められた。それにより、従来の荘園等小範囲の臣従関係に基づく、全人的吸収度の強い共同社会的座から、規模の拡大した領国における商業活動に対する警察的機能を有し、かつ商品貨幣経済下において合理的に同利相保護の便に適う仲間へと変貌することになった。すなわち、楽市楽座は、時代の必然的帰結だったのである。しかしながら、それとて分権的封建社会から集権的封建社会へ移る過渡期様相の一表現であり、単に自由営業原則の確立を指向するものではなかった<sup>6)</sup>。

### (2)株仲間の成立

江戸時代に入り、幕府も楽市楽座の政策を維持した。内仲間は自然発的に生じていたのであるが、当初幕府は仲間の組織化を禁止していたのである。仲間が推奨されたのは享保の改革の際である。商人等の相互監視を以って物価安定を図る目的であった。このように、集権的封建社会への移行に対応する形で元禄の初めより各種問屋の組織化が進められ、正徳年間から享

<sup>2)</sup> 『日本ギルドの解放』 p. 1.

<sup>3)</sup> 『株仲間の研究』 p. 12.

<sup>4)</sup> 『株仲間の研究』 p. 12.

<sup>5)</sup> 『株仲間の研究』 p. 16.

<sup>6)</sup> 『株仲間の研究』 p. 18-21.

保・宝曆・文化に掛けて多数の株仲間が発生することになった<sup>7)</sup>. 財政難に苦しんだ幕府には、警察的機能を負荷し、内仲間から表仲間である株仲間とすることで冥加金収入を得る目的があったのである<sup>8)</sup>.

因みに、株と称する理由は、近世になり譜代制度・世襲制度が固まるに従い、身分や業務から世襲して抜けないことを切株と似ていることから株と呼ぶようになったからである. そして、その数が限定されるに及んで1つの権利となり、売買、譲渡の権利となるに至り株式の概念が定まったのである<sup>9)</sup>.

幕府が公認し、また推進した株仲間の成立について、その要因を『株仲間の研究』は権力側の都合により推奨されたとして次のようにまとめている. [1]警察的取締り、[2]対外貿易品取締り、[3]恩恵的特権授与、[4]配給量及び価格の統制、[5]新金銀の流通促進、[6]粗製乱造や不正商行為の取締り、[7]特定事業の保護育成、[8]業界における紛争の除去と解決、[9]都市の繁栄と新地開発、[10]財政的収入増加策である<sup>10)</sup>. 幕府等公権力の都合によるとは、各要因は時代ごとに理由付されているからであると『株仲間の研究』では説明している<sup>11)</sup>. すなわち、[1][2]は対外政策を含む治安維持であり慶長から寛永の時期に採られた政策であり、[3][4][5][6]は物価調整や不正取引防止、さらに貨幣改鑄による新金銀流通など寛文・延宝以降の経済政策を補助するものである. [7][8][9]は享保期の産業の育成や新田開発等増加した都市人口への対応策に相当する. [1]~[9]の背景にあるのは、物流を含む全国的流通網の整備と各国取分け江戸の経済的繁栄の促進を、民間活力を利用して幕府の統制下に進めるためである. その結果として、[10]の冥加金目的は、明和・安永・天明年間ににおいて現れたことであるが、冥加金として為政者を利することになるのである. 財政窮乏対策として、各藩、幕府とも、株仲間結成の請願をほぼ無条件に認許するようになった. それにより、幕末に掛けて株仲間は急増するのである.

## 第2節 桐生における仲間組織

現代的に解するならば、産地で仲間組織を作る目的は、品質管理、生産管理を通してブランドの価値を守ることにある. 近世においては、幕府が物価統制の目的のために商人達を組織化したことから端を発していたのだが、実際は流通による生産地の囲い込みであった. 幕府は、これに冥加金を課す一方、特権商人としての地位を保障したのである. これにより、商人側からすれば、参入障壁を設けた上で、種々の次元での業務を独占することが可能となり、利点は大きかった.

さて、桐生においては座という組織はなかった. 唯一の産物と言うべき絹織物も、農間余業

<sup>7)</sup> 『株仲間の研究』 p. 35.

<sup>8)</sup> 『株仲間の研究』 p. 33.

<sup>9)</sup> 『株仲間の研究』 p. 40.

<sup>10)</sup> 『株仲間の研究』 p. 37.

<sup>11)</sup> 『株仲間の研究』 pp. 38-39.

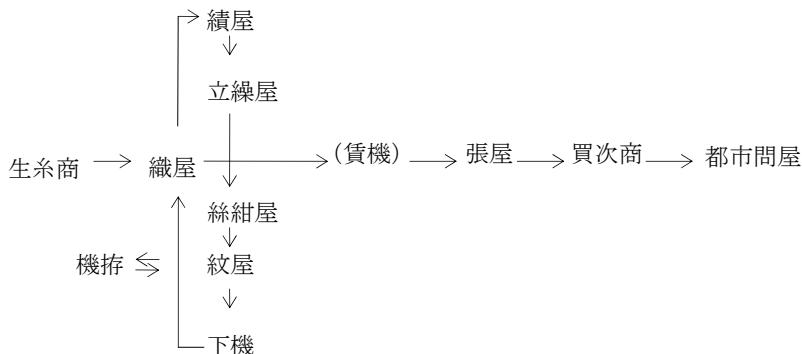
として、両毛地域では各地各家で生産されており、しかも何れも自家供給的範囲に留まるものであった。上州における各地の六斎市の開設時期も『群馬縣蠶絲業沿革調査書』「生絲之部」によれば多くは江戸初期であり、それ以前は自給自足的範囲であった<sup>12)</sup>。

桐生において仲間が結成されたのは、大間々からの享保の市立替の際、桐生の絹買商達が相互監視組織として絹買仲間が作られたことが最初である。これは、一義的には大間々の市を巡る桐生新町内部の相互監視組織であった。しかしそれに留まるものではなかった。その背景には、桐生織物の販路が地域外、特に三都に拡張しており、全国流通体制に接続させるという意図があったのである。その上での産地としての体制の整備・組織化の意味が強かったと本稿では考えたい。そのために、原初的段階の産地において、全国流通体制に直接接する立場にあつた買次達が、まず仲間化を指向したのである。但し、接続しようとするそれは都市問屋による全国流通独占体制であり、その価格支配を受け入れるという選択である。

時代が下り、先染加工導入以降では、績、立縫、糸染、紋、準備、製織、張等の諸工程が必要とされるようになった。京都西陣の場合は、専門業の高度化が分業体制をもたらした。すなわち、西陣機業における専門業の高度化はそれ自体の細分化を伴いながら他業種との壁を作り、一方では全体が分業体制として結合しながら、他方では細分化した業種ごとに仲間組織が必然的に発生したのである。このように、分業体制の確立は多工程を必要とする製品の精緻化への必然的対応であり、また生産の拡大をも可能とする体制である。因みに、製品の精緻化は、精緻な織物を欲する需要があることを前提としている。西陣の場合、それは朝廷とその周辺であった。何れにせよ分業化により、同業者による相互監視体制による安定化という幕府の目的を離れたとしても、それは内集団の常として仲間組織の成立を促すことになるのである。

桐生においても、染色技術の発達過程と経済構造の変遷過程に一致するように、分業体制は天保の頃までに確立していた<sup>13)</sup>。下図の縦の系列は、仕事上織屋に従属的な業種である。横軸は独立的業種である。

図 1-1 生産の分業の展開図



<sup>12)</sup> 『群馬縣蠶絲業沿革調査書』「生絲之部」 p. 7.

<sup>13)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 361.

同業の内集団は仲間組織へと発展することは、桐生においては市立替時に絹買仲間が作られたことから考えても自然の道理であるといえる。機業関係の仲間組織の成立時期については正確な記録はないが、それを裏付ける文献は、次表 1-1, 1-2 に見るようく残されている。つまり、仲間組織の成立時期は表の個々の文献が書かれた以前ということになる。

表 1-1 は、図 1-1 の縦軸の仲間の結成時期の概略である。表より、従属的と述べた補助業者仲間の結成は、天明 6 年(1786)の先染の技法が導入された以後というより、さらに遅れて天保期以降、糸紺屋、績屋、機拵師と続いた。但し、機拵に関しては同業者団体として名前を連記しただけのものであり、内部統制力や織屋等に対し賃金交渉をするほどの力を有する仲間組織ではなかった<sup>14)</sup>。

表 1-1 図 1-1 の縦軸の諸工程仲間と根拠文献

仲間	時期、文献
絲紺屋仲間	天保元年(1830)撫貢規定、天保 3 年(1832)織屋仲間絲紺屋仲間交渉文書。
績屋仲間	天保 11 年(1840) 繢貢規定。
機拵師連名	安政元年(1854)機工師連名。

『桐生織物史』上巻, pp. 360-361.

桐生においては、郷士や在来地主である高持百姓は絹買や織屋として町役人等を歴任し、それ以外の小農は労働階層になるなど、往古からの身分を横滑りさせるように各業に身分分化して織物業関係に分業が成立した。表 1-2 は、図 1-1 の横軸に位置する業者であり、織屋に対して従属的ということではなく自立的であった。表 1-2 において、絹買仲間が、享保年間と他に比べて早くに結成された理由は、桐生市立替の一件に起因している。市立替に際し、新居藤右衛門や玉上甚兵衛等の桐生新町の為登師 13 名が、桐生絹市について共同かつ独占的に集荷・運営することを取り決めた際に仲間を結成したのである。大間々の絹市は場所こそ大間々だが、商いの中心は桐生の絹買による売買が殆どであった。それにも拘らず、市立替のためには仲間組織としての団結を要したことである。そしてその団結とは、大間々市にては絹を買わぬことという内部統制的内容であった。

表 1-2 図 1-1 横軸の諸工程仲間と根拠文献

仲間	時期、文献
織屋仲間	寛政 9 年(1797)桐生領織屋仲間趣法書。文政 7 年(1824)織屋仲間規約。 天保元年(1830)奉公人休日並洗濯日に關する規定。
張屋仲間	安永 3 年(1774)買次商に対し染代値上げ請求文書。
小紋紺屋仲間	寛政 9 年(1797)小紋紺屋仲間覺。
絲屋仲間	文化 6 年(1809) 絹買仲間聲明。弘化 3 年(1846) 織屋仲間絲紺屋仲間交渉文書。
御召機屋仲間	嘉永 4 年(1851)御召縮緬機屋仲間議定。
白絲機屋仲間	安政 4 年(1857)桐生領及外村白絲機屋議定
質屋仲間	天明元年(1781)絹買仲間より要求に應じた定書。天保元年(1830)織屋仲間と交渉文書。
絹買仲間	享保 16 年(1731)新居、玉上両氏より絹買惣仲間に宛てた文書。 寛政 3 年(1791)絹買仲間議定。 文化 5 年(1808)絹買仲間口上。

『桐生織物史』上巻, pp. 360-361.

<sup>14)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 378.

織屋仲間と小紋紺屋仲間が寛政 9 年(1797)に早々に見られるのは、元文 4 年(1739)の染色法の移植以後の桐生機業の分業関係において、先染以前の段階で後染加工が急速に伸びたことを物語っている。さらに、天明 6 年(1786)の先染技法の移植以降では、天保 6 年(1835)の「上州桐生領野州足利郡機屋共始末書」において、「機屋共ハ銘々機織女竝糸縹紋引等大勢召抱渡世仕、尚又追々他国之者共数多入込」と描写される如く、文政から天保に掛けて、高級織物を製織するために一定規模の自家作業場を持つ織屋が出現するようになり、これにより表 1-2 の織屋仲間規約が結ばれたのである<sup>15)</sup>。

張屋仲間は安永 3 年(1774)に結成されている。張屋は、穀屋、質屋と並び冥加金上納を命じられるなど桐生新町においては資産を持つ立場にあった<sup>16)</sup>。また、質屋仲間は、それが金融機関であったことが天明元年(1781)の質屋仲間掲書に記されている<sup>17)</sup>。この時期は、桐生後染織物の需要が伸びたとともに、様々な業者、業種において弊害も表れ、取締りの必要が生じていた時期である。質屋は金融機関であり、何等かの問題がある場合、取締対象となることも含めて、その渦中に巻き込まれることが常であった<sup>18)</sup>。

その他の仲間については、皆天明 6 年(1786)の先染加工技術の移植以降の成立であることが窺える。これは、前述の幕末に掛けて全国で仲間の認許が増加したということと符合するとともに、桐生織物の隆盛は先染加工導入によってもたらされたということを裏付けることができる。このことから、新加工法導入による順調な発展を経て仲間が順次成立して行ったといふことがいえる。

前節最後に参照した『株仲間の研究』における区分に従うと、桐生における絹買仲間の成立は享保期であり、かつ大間々市からの絹買一同の歩調を合わせて独立するためであったため、第一に[8]の業界における紛争の除去と解決という理由が相当するであろう。同時に、絹買仲間に後述するように、桐生絹買仲間独占の原則も取り決めていたのである。つまり、桐生新町の絹買は身分分化上郷士、在来地主の出身者であり、町役人を歴任する階層であったため、また桐生は町人自治が可能な分給統治下に置かれていたがために、[9]の桐生領の自治的繁栄も目的の 1 つに入ったことは間違いない。また、後述の織屋仲間取締の品質管理規定に見られる如く、[6]の粗製乱造や不正商行為の取締りも目的の 1 つであった。その他の諸工程仲間の成立は、前節最後の区分に従うと[6][8][9]が妥当すると思われる。製造と販売の基軸は機屋と絹買である。諸工程の多くは、特に表 1-1 の工程に携わる者達は、織屋・絹買に従属的な存在であり、品質管理等が問われる立場にあった。故に、織屋仲間結成時では[6][9]が妥当するといえる。後の各種仲間の結成時では、真の目的は[8]の参入障壁を設けることであった。

また、[3]の恩恵的特権については、株仲間の認許とは無関係に、桐生は関ヶ原の合戦に際して旗絹献上したという御吉例之地であるという特殊性により幕府からは折々種々の特権が与え

<sup>15)</sup> 『桐生織物史』中巻, p. 7.

<sup>16)</sup> 「桐生絹買次商の性格について」 p. 42.

<sup>17)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 401, p. 404.

<sup>18)</sup> 『桐生織物史』上巻, pp. 409-421.

られたため、該当することはない。しかし、桐生に妥当するとした[6][8][9]は、後述のように表向きの理由に過ぎないのである。

ところで仲間が結成されてない工程がある。それは紋屋と立縫屋である。すなわち、準備工程と立縫工程では結成されていないのである。当然の如く賃機、下職、簇など下請にも仲間組織は存在していない。

準備工程と立縫工程では仲間は結成されなかった。張屋、紺屋、績屋等は器械装置の規模によって区分されるが、下職は糸張支柱、管巻器、軽経台に附属すると考えられ、また簇は織機に附属する立場にあった。すなわち、これ等は労働手段の一部と見做されていたのである。

### 第3節 織屋仲間

表1-2の仲間の内、代表的な仲間組織として、郷士、在来地主の出身で町人自治と製織の要である織屋仲間について考察する。

#### (1)織屋規約

一般に仲間組織は参入障壁として活用された。しかし、桐生では株数に制限がなく、誰でも機業家になることが可能であった。しかしながら、織屋仲間規約は定められており、構成員はその遵守が求められていた。ここでは「文政七申年二月改桐生織屋仲間捷」を基に、その条々は省略するが、特徴的規約を見ることにする<sup>19)</sup>。

##### ①公儀法度厳守

「御公儀様御法度之儀堅相守可申事。」<sup>20)</sup>

##### ②品質管理

「念入織立、短尺、疵、しみ等無之品のみ細吟いたし賣渡し可申。」<sup>21)</sup>

##### ③相互扶助

「月行事に當り候はゞ、仲間衆中、家業躰之機に付、如何様之儀有之、申出候共、一同打寄相談之上、何れとも世話可仕事。」<sup>22)</sup>

##### ④賃機規定

「賃機屋へ出機差出し候節は、新規之賃機屋は格別、仲間内之機、織來候はゞ、元機屋へ懸合、子細無之候はゞ差出可申、せり合之儀は、決而いたし申間敷事。」<sup>23)</sup>

##### ⑤奉公人規定

「奉公人召抱申さは、元主人方へ相斷、否無之趣に候はゞ、召抱可申、迫合は勿論相成不

<sup>19)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 368.

<sup>20)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 368.

<sup>21)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 368.

<sup>22)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 368.

<sup>23)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 368.

申候事.」<sup>24)</sup>

#### ⑥罰則規定

「仲間之内、相談議定相背、私之勝手合を以、家業致候者有之候はゞ、早速月行司へ可申出、年行司へ申達し、仲間之規定通りに執計らひ可申、若し内々に捨置外より顯候節は、其隣家近所迄之不念たるべき事.」<sup>25)</sup>

これ等の内、目を引くのは②の品質管理規定である。寛永5年(1628)、幕府は、絹、絶、紬、綿等各種織物に関する、2丈6尺を以って1反と定めた。また、元禄元年(1688)の触書において寸尺統一を布告していた。

しかし、品質管理上の問題は時折起きていた。例えば寛政9年(1797)京都絹問屋からの書状には「御地織物類、近來短尺在之、別而紗綾・八丈嶋杯、尺不足之品多く」という苦情が寄せられていた<sup>26)</sup>。また、同年「近年織物惣而短尺に罷成申候内にも、就中八丈・綿縮緬・飛紗綾類短尺有之、江戸表よりも被返物、多分御座候」と月行事から口上が各機業家に伝達された<sup>27)</sup>。安政7年(1860)江戸呉服問屋からも同様の苦情が寄せられた<sup>28)</sup>。この問題は、罰則規定などを設けながらも、誰でも機業家になることを可能としたことに原因の一端があると考えられる。先に機業家の多くは郷士、在来地主出身者であったと前述したが、設備投資の必要性が自然の障壁となると考えていたのかもしれない。しかし、(2)に後述するように、当時の機業家は小規模であった。そのため、誰でも参入可能だったのである。これに対して、表1-2に見たように、参入障壁として織屋仲間が株仲間を指向するのは天保になってからのことである。

一方では、織屋仲間は、「仲間内之者たりとも、不正之筋有之、仲間差除き候者等、總て仲間外之糸御染被成候紺屋江は、惣而仲間中より糸物一切差出し申間敷由に、仲間規定取極候」と<sup>29)</sup>、利益の仲間独占を図り、紺屋、張屋などにも仲間以外の業者との取引きを禁じるなど組織強化策を講じている。因みに、この規定から、紺屋、張屋と織屋との力関係が知れるというものである。また、賃機業者との関係に顕著であるが、元機屋優位という体制が維持されたのである。

賃機、奉公人を巡る規定では、元の雇主に話しを通すことと定めている。この規定に関して、賃機等の出現は文化文政頃であり、賃機、奉公人に関する規定を設けているのは既に分業が成立していることを前提としている。さて、元の雇主に話しを通すとは、当時の機織の特徴を如実に物語っている。それは、機織とは手仕事であり、有能な職工を抱えることが品質管理上も納期上も利益を生むからである。そのため、少数精鋭主義で有能な職工で固めたいと、各機業家とも考えていたに違いない。「せり合う」「召抱える」という表現にそれが表れている。

<sup>24)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 368.

<sup>25)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 369.

<sup>26)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 393.

<sup>27)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 394.

<sup>28)</sup> 『桐生織物史』上巻, pp. 390-392.

<sup>29)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 430.

## (2)規模

機業家の規模、総数は如何程であったであろうか。「弘化三丙午歳四月足利其外村高機皆止被仰付度願書下案」には次のように書かれている。

「昔御旗絹献上仕候砌り、二千四百拾餘有之、御聖徳を以て四千軒餘銘々織物渡世罷在候所、外村之機障りニ相成り、當時漸貳百六七拾軒計ニ而織立候様ニ相減じ、織屋皆潰之村方貳拾ヶ村餘有之、貳拾念以來織屋十分一も無之」<sup>30)</sup>

また天保 9 年(1838)の「縮緬献上願向後機株取極賃度旨願書」には、次のように書かれている。

「御旗絹奉獻上候節ハ、貳千四百拾機有之、以後神徳繁昌仕候處、當時千五六百機與相成、桐生領機屋次第二潰行、追々退轉仕…」<sup>31)</sup>

これ等は、御吉例之地ながら織屋皆潰之村が出るなど劣勢なる桐生の機業を護り、足利機業の躍進を阻止せんがための愁訴文である。故に、幾分か誇張された数値であると思われる<sup>32)</sup>。しかし、ここで、これ等の数値を正確な値と仮定すると、慶長の初めには桐生には 4,000 軒の機織に従事する小農が存在し 2,400 台の居坐機があったということである。すなわち、4,000 人の内 2,400 人が機織を行い、それ等の者とともにその他 1,600 名は養蚕、製糸等を行っていたということである。正しく「往古者、百姓農業之片手間、女之方娘等蠶飼いたし、絲にとり、織物渡世仕候」という状態であったのである。それが、天保・弘化の頃には、機屋は約 265 軒となり、約 1,550 台の機台が存在するというのである。これより、機屋の高機数は一軒当たり 5.8 台であったことができる。

この数字が妥当か否か、また悲觀すべき数か否かについて、『足利織物史』上巻によって検討したい。同書には、弘化 3 年(1846)時点での下広沢村の機業家彦部五兵衛の例が掲載されている<sup>33)</sup>。その時点で、同家には機台は 10 台あった。また当時、同家は、女子奉公人を 12 名雇用していた。内訳は、手子 3 名、紋引 2 名、ばんし 1 名、おはり 1 名等に配され、機織に従事する者は 5 名であった。すなわち、自家作業場にて機台を使って製織に従事していたのは 5 名に過ぎなかつたのである。そして、その他の機台は、賃機や下機に出機になっていたのである。有力な機業家彦部五兵衛にして、この機台数である。このように、一軒に付き高機が約 6 台というの、当時としては何等悲觀する数値ではなく、言い換えれば、機台の集積・集中が直ちに經營の善し悪しを示す指標とはならないのである。

しかし、この機数は他の産地と比較する場合、如何なるものであろうか。同じく「弘化三丙午歳四月足利其外村高機皆止被仰付度願書下案」には足利の事情が説明されている。それによると、「壹軒ニ而貳拾はた參拾はた又者、五拾機百機貳百機余も織立候もの有之」と<sup>34)</sup>、「大造

<sup>30)</sup> 『桐生織物史』中巻、p. 18.

<sup>31)</sup> 『桐生織物史』中巻、p. 14.

<sup>32)</sup> 『足利織物史』上巻、p. 237.

<sup>33)</sup> 『足利織物史』上巻、pp. 237-238.

<sup>34)</sup> 『桐生織物史』中巻、p. 17.

機職致候」という様子であるという<sup>35)</sup>。これ等の数字が内機なのか出機なのか判然としないが、一軒に付き 20 機から 200 機を有するという足利の織屋が大規模なのに比べ、桐生のそれは小規模と言わざるを得ない。

機屋の規模だけでなく、領内の総機数でも足利の方が大きかったことを窺わせる別の文献もある。天保 6 年(1835)の「上州桐生領野州足利郡機屋共始末書付」である。それによると、伝聞情報であると断りながら、「桐生領五拾四ヶ村之外、野州足利郡之内拾八九ヶ村ニ而、機數凡壹萬五千餘茂、可有之哉ニ相聞候」と述べている<sup>36)</sup>。但し、先の引用で「織立候もの有之」とは工場等の内機を指すものではなく、賃機を指すものである<sup>37)</sup>。何れにせよ、当時足利の機織の裾野は桐生以上に広かったことは明らかである。

### (3)品質管理問題

(1)で問題視されたと述べた短尺問題について、取上げる。尺不足、織り方不同等粗製濫造問題は桐生織物の消長に関する問題であった。

宝暦 3 年(1753)名主金子太郎兵衛より織屋一同に対して注意書が送られ、織り方、尺幅の統一が図られた。それにより、紗綾幅は 1 尺 2 寸 8 分、丈は 3 尺 1 尺 5 寸と決められた。その上で「若シ幅尺不足ニ候得者、幅壹分ニ而廿四文、長サ壹寸ニ而廿四文宛、引可申候。紋之居所並ニ紋ぶなり無之様可被入御念候。左も無之候而ハ、相互ニ賣買ニ相成不申候。」という厳しい通告であった<sup>38)</sup>。

この粗製濫造問題は、その後も江戸呉服問屋が買次に、買次が織屋にと繰り返し注意喚起された。寛政 9 年(1797)の京都絹問屋から桐生買次に宛てた注意喚起の書状には、「直引致遣候而も、買取不申品在之」と短尺は值引きしても買手が付かないと嘆いている。文化 5 年(1808)の桐生絹買仲間から織屋への注意書、安政 7 年(1860)の江戸呉服屋仲間からの短尺物は引取らないという警告書も寄せられた<sup>39)</sup>。繰り返されるということは、短尺は織屋の通弊だったのである。

## 第 4 節 絹買仲間

販売、仕上げの面で産地を代表していたのは買次、すなわち絹買であった。その意味で、また織屋仲間とともに町人自治の要でもあり桐生で最初の仲間となった絹買仲間について考察する。

<sup>35)</sup> 『桐生織物史』中巻, p. 18.

<sup>36)</sup> 『桐生織物史』中巻, p. 7.

<sup>37)</sup> 『足利織物史』上巻, p. 224. 同書ではマニュファクチャ化されていたのではないとしている。

<sup>38)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 369.

<sup>39)</sup> 『桐生織物史』上巻, pp. 390-397.

## (1)絹買仲間規約

『桐生織物史』上巻に収録されている「寛政三年亥正月絹買仲間議定」並びに「文化六年の改正議定」についてその条々は省略するが、その特徴的な取決めを明らかにする。

## ①市場規則

「古來市場捷取極有之候處，近年甚だ猥りに相成相互に不都合に付，今般相談之上，仲間取極之上者，人先江買取候等之儀仕間敷候，兩市内見世之節一統相揃候上買，初め申可事。」<sup>40)</sup>  
 「絹買臺先規之通順番に致し，行事之差圖相済申間敷候。」<sup>41)</sup>

「其月行司相當候はゞ，無不參致出市，臺差縁都合致，並に市六齋錢相場高下相糺，絹買場所江札差出置可申事。」<sup>42)</sup>

## ②絹札関連

「近年似也札有之候儀，粗相聞え候得共，此後萬一右躰之義有之候節者，其主人より月行司江申達，仲間一統相談之上，指置に難相成，出訴にも相成候節者，當人は不及申，月行司，仲間惣代として差添罷出可申候。尤出訴入用之義者，仲間一統江相掛差出可申事。」<sup>43)</sup>  
 「捨札致候而，無札に而拂方願參候はゞ，猥りに其代金相拂不申，證文取置候上，拂可申事。則文言左之通り。

## 入置申證文之事

貴殿方へ何月何日，何品何程賣渡し候絹代金札，致紛失候に付，右絹代金無札にて，御渡し被下，慥請取申候。然る上は，向後右捨札貴殿方に心得違を以て御拂被成候節は，無札に而，請取候金子，早速ご返済可申候。爲後日一札仍而如件。

年號月日

捨札人 誰 印

請人 誰 印

誰 殿」<sup>44)</sup>

## ③信頼関係の原則

「諸品疊之内，織違疵，或は短尺之品有之候はゞ，相改，織元江差戻可申事。近年右改め猥りに相成候に付，向後細吟買入可申候。」<sup>45)</sup>

「都而送り物，染代は迄高下も有之候趣，申參候方も，粗，有之候得共，以來右躰無之様，差送可申事。」<sup>46)</sup>

## ④保証金

「壹人金貳拾兩宛積立，此内金拾八兩者銘々方江預り置，當時金貳兩宛差出，壹ヶ年に金四拾兩に，壹歩之利金差加，積金月行司へ預け置，来る午三月二十八日，惣參惣會之節，

<sup>40)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 362.<sup>41)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 362.<sup>42)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 361.<sup>43)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 362.<sup>44)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 362.<sup>45)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 363.<sup>46)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 363.

相談之上，積立金元利相改，立合之上預け替に可致候事.」<sup>47)</sup>

⑤相互扶助

「絹買問屋仲間取極之上は，以來，絲絹賣買に付，仲間何れ之方に差滯候義，出來候とも，早速參會いたし，相談之上，差置に難相成筋に候はゞ，其月行司差添出訴可仕候. 入用金之義者，積立金より差出し遣し可申事.」<sup>48)</sup>

⑥仲間独占規定

「他所他國より町内へ罷越諸織物相調候者は，問屋仲間何方へ成とも勝手次第參買入可申候，外やどにて買入候義は，不相成度候，趣當町内へ御觸流し奉願上候事.」<sup>49)</sup>

「絹買問屋仲間之外，辻買いたし候ものは，其月行司方より相斷り，何れの問屋へ成とも勝手次第罷越，熟談いたし，出市可致趣，懸合斷可申事.」<sup>50)</sup>

「絹買問屋仲間より京都へ爲差登候絲絹荷物之外，いときぬ京都へ爲差登吳候趣，申參り候節は，絹買問屋月行司へ懸合，其上，受取爲差登候様，兩飛脚屋へ申渡しの事.」<sup>51)</sup>

⑦仲間集会規定

「仲間參會之義，一ヶ年正月霜月兩度無不參，出席致し，諸相談可仕候，捨置候而者，是迄之通，又々猥りに可相成候哉に以後者吳々無不參，出席可致候. 尤其月行司より會席借請，廻文を以て相觸可申事.」<sup>52)</sup>

⑧得意先に関する規定

「兩飛脚屋願筋之儀，申出候はゞ，遂相談，承知致候而，宜敷筋候はゞ，御得意方江其月行司より連札を以て通達致し，返翰之趣を以て，飛脚屋へ可及挨拶事.」<sup>53)</sup>

「得意方へ，都而商買躰に付，缺合連札申來候節は，月行司被見之上，遂會合，返翰に可及事.」<sup>54)</sup>

⑨罰則

「問屋仲間之内，相談規定相背，勝手合を以，商内家業致候ものは，惣仲間より商賣躰差構候咎，相互に承知候上，此度取極候間，其節一言之異義申間敷候趣申，爲取替印形致置可申事.」<sup>55)</sup>

(2)上記市場規則に関して

(1)①引用 2, 3 「絹買臺」については，享保十六年亥七月，新居藤右衛門と玉上甚兵衛が絹買仲間衆中に出した「一札之事」と対応している.

<sup>47)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 365.

<sup>48)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 365.

<sup>49)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 365.

<sup>50)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 365.

<sup>51)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 365.

<sup>52)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 363.

<sup>53)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 363.

<sup>54)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 363.

<sup>55)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 366.

「一札之事

一、於當町、各被仰合、先規之通、絹商賣仕候に付、何事によらず、相互に御相談次第に可仕候。見世貢の儀は、臺の上、二十四文、平買は拾貳文、爲取之可申候。其外せり衆は、見せ貢には及不申候。萬一絹等紛失仕候はゞ、相互に立合の上、吟味可仕候。且又雨降には、最寄能所江指置可申候。惣而町中がさつヶ間敷事、無之様に、可致候旨、役人方より申付候。左様に御心得可被成候。爲其、一札仍而如件。

享保十六年亥七月

新町五丁目(新居)藤右衛門 印

同 三丁目(玉上)甚兵衛 印

絹買仲間衆中

證文預主

新宿(藤掛)喜右衛門殿

同 (木村) 才兵衛 殿 」<sup>56)</sup>

引用の「見世貢の儀は、臺の上、二十四文、平買は拾貳文、爲取之可申候。其外せり衆は、見せ貢には及不申候」との対応である。一方、(1)①引用 2, 3 より、市には絹買台が設けられていたことが窺える。そして「一札之事」では「見世貢の儀は、臺の上、二十四文」とある。よって、月行司は、市にてはまず台の都合を付けなければならない。その上で、錢相場の高下を診て、絹買場所にそれを表示しなければならなかつたのである。よって、絹買台は、その絹買場所に付隨してあつたと考えられる。

「平買」も市で行われていた買い方であるが、「平買は拾貳文」と「臺の上、二十四文」に比べて安い。その他「其外せり衆は、見せ貢には及不申候」と耀衆という者もいる。『近世日本の商人と都市社会』では、絹買台を用いることができる者は絹買仲間に所属する者に限られ、国壳などのその他の仲間外の買手は平買での購入であったと述べている。また、織屋仲間掲の賃機規定に「せり合之儀」とあるが、耀とは競合する様子を指しており、耀衆は競り合いながら売込みを図る売手そのもののことである<sup>57)</sup>。

この内、絹買仲間所属の絹買は、(1)⑥仲間独占規定の初めの引用にあるように、得意以外の他国の者に対しても「問屋仲間何方へ成とも勝手次第參買入可申候」と、絹買問屋仲間を起点に売買は可能ということであり、市が桐生絹買仲間が中心に運営されていたことが知れる。⑥仲間独占規定の第2引用にあるように、月行司の差配により出市を禁じられた「辻買いたし候もの」の取扱いも、絹買の後ろ楯を以って市の出入が認められるなど、市の要は絹買仲間、就中桐生新町の為登師達であった。また、(1)⑥第3引用、「いときぬ京都へ爲差登呉候」場合も「絹買問屋月行司へ懸合」べしと、その独占が成立していたのである。

(3)絹札

(1)の②の絹札について、「切手手形取引之儀」と説明される如く後の手形の原形と言うべき

<sup>56)</sup> 『桐生織物史』上巻 p. 100.

<sup>57)</sup> 『近世日本の商人と都市社会』 pp. 215-217.

仕組みである<sup>58)</sup>。故に、ここで触れておく。絹札は市札、買札とも言い、本来は引換券のことである。ここで手形の原形と述べるのは、30日限払い制度など、決済期間を設けていたからである。

上記の引用は、初めのものは偽札に対する規定である。2番目は捨札である。取引関係は市での取引きが原則である。絹買達は早朝出市して紗綾類を購入することが基本であり、一部は買次個人の店でも買入れも行っていた。市は午前中に終了し、午後払い場でその日の相場に従い代金を支払う仕組みであった。さらに、その翌日は、購入品の品質検査を行い、短尺や疵等がある場合には織屋へ返品し、納入日や値段等を決める仕組みである。このように複雑な取引故、現金は用いず、絹札を用いる慣わしになっていた。これは桐生に絹市が立った時からの慣習である。そもそも、早朝とはいえ絹市は混雑する故、購入の都度代金を支払うことは不可能である。従って、簡便な符丁と購入者名、購入品、販売者名を記した札、すなわち、「彦間紙」を用ひ、縦尺幅二寸、頂に孔を穿ち、紐を貫きて一括とするに便す。此の市札を受取りたる織屋は羽織の紐又は帶に結び付けなどして市場を奔走し、之を以て生糸染粉其の他需要品買入に使用せり」という絹札を用いたのである<sup>59)</sup>。

しかし、簡便なる体裁故に、偽札を偽造し金銭を要求する者もいた<sup>60)</sup>。そのため規約では、偽札を発見した場合は、当人に月行司が付き添い出訴すること、その際の費用は仲間一統が負担するというものである。

捨札に関する規約を設ける理由は、絹札紛失を口実に絹代金詐取行為を防止するための失権證書に関する手続きである<sup>61)</sup>。

#### (4) 口銭並びに取引先

##### ① 口銭

買次とは代買である。買次商は、江戸呉服問屋の買付委託を中心として、口銭を徴し、自己名義で買入れに従事することとなった。すなわち、買次の思惑買いによる為登は減り、為登の大部分は注文取引きになったのである。注文取引きが中心となるところに、問屋制前貸資本に転じる余地が生れるのである。

「口銭覺」には以下のように定められていた。

「百文口銭	廣縮緬	廣絹
五拾文口銭	中幅縮緬	立門るい
	飛紗綾	小幅絹
	八丈るい	同綾地
南部縞	女帶地	絹縮緬
	片衣呂	

<sup>58)</sup> 『桐生織物史』上巻, pp. 432-438.

<sup>59)</sup> 横井時冬(1977)『日本商業史』p. 200.

<sup>60)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 439, p. 433.

<sup>61)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 433.

廿四文口銭 常幅小倉 小伯男帶 小倉男帶  
儘太織類 朱珍帶類

右之通口銭直上げ、惣連を以て、江戸表江相願可申事。

文化六巳十月」<sup>62)</sup>

この口銭は、この時代、買次が江戸呉服問屋から徴収していた。

## ②取引先との関係

明和7年(1770)、西陣にて、「近年上州濃州丹州江州四ヶ所にて、新規に京都の紋織を寫、専賣弘め候故、京都西陣甚渡世之坊に相成…」等と請願されたことなどから、桐生における初期の取引きは関西を中心であったことがわかる<sup>63)</sup>。

江戸への売込みはその後のことである。天明の頃は、大丸屋、志摩屋といった呉服屋、近江屋、槌屋といった問屋であった。文化年間には、白木屋、越後屋、杵屋、大丸屋、蛭子屋、布袋屋、松坂屋(利兵衛)、槌屋、松坂屋(八介)、奈良屋、鳩屋、龜屋、伊勢屋の江戸呉服本組13軒と取引きが開始された<sup>64)</sup>。次いで文化10年には、呉服仲間が55軒と決めになり、新規加入の仲間内の内桐生と取引きを行ったのは、柏屋、大黒屋、辻新兵衛、大黒屋(吉右衛門)、伊勢屋、越後屋、松坂屋(東八)、島屋(吉兵衛)、富田屋、唐木屋の11軒であった<sup>65)</sup>。

## 第5節 桐生における株仲間の実際

本稿初めに『株仲間の研究』の区分に従い、仲間の組織化は粗製乱造や不正商行為の取締り、業界における紛争の除去と解決、桐生領の自治的繁栄が仲間組織を作った目的であったと述べた。しかし、組織化の目的は何れの地、何れの組織においても時代とともに変化するものである。第2節で[6][8][9]は表向きの理由とした通り、時代とともに次の3つの目的に変遷したといえる。

①市立替時の目的は、大間々絹市から脱却して、全国的流通体制の中に桐生を位置付けるということであった。しかし先染技法導入以降と仲間株設置の請願を出す時点では別の理由が中心となっていたのである。②先染技法導入後は、全国流通体制に従属しつつ、直接全国市場に投入し得る完成品を製造する産地として独立して利益追求を行うことが目的となった。すなわち、都市問屋による価格支配を脱し産地として確立することである。③仲間株設置の請願時には、織屋仲間は零細な機屋等による品質管理問題解決のために、そして絹買仲間は足利の勃興から桐生織物の地位を護るために、さらに地域内においては旧来の仲間内の利益を優先し産地としての体制を守るために新興勢力を統制下に置くため仲間の枠を緩和せざるを得なかったのである。

<sup>62)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 366.

<sup>63)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 200.

<sup>64)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 367.

<sup>65)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 367.

桐生においては、時代の推移に伴って、仲間の目的がこれ等①②③に変容していったと考えられる。しかし通底していることは利益の確保と生存欲である。特に幕末の③の段階では、零細仲買を統制下に置くために仲間の門戸を緩めるが、事実上無統制に向かい各商店の生存競争が活発化して行くことになる。そこで、最後に絹買仲間を中心にその変容と実際について考察する。

### (1)目的の変化

#### ①市立替時の目的

買次達が絹買仲間を作った初期の目的は、絹買宿が主導する前時代的な大間々市から脱却して、全国的流通体制の中に桐生を位置付けるであったとする理由を考察する。

桐生新町の絹買達は大間々の絹市からの桐生市立替の際絹買仲間を作ったのだが、表 5-2 はその時の仲間構成である。このとき新市から割愛されたのは誰だったのだろうか。当時大間々の絹宿に出入していた絹買の中には表 5-1 の国壳と呼ばれる行商がいたが、市立替を画策した絹買とは、国壳とは別の為登師または買次と呼ばれる者達であった。そして、この桐生新町の為登師が中心に絹市を運営することを決め、国壳は主導的立場からは外された。しかし、国壳を追放するために市立替をした訳ではない。事実、買次の中には戸奈良村の石井家や桐生新町の書上家のよう国壳に対し商品を卸し、都市問屋の価格支配からの自己利益を確保する回路を準備している者もおり、後述の如くこの存在が桐生に重要となるのである<sup>66)</sup>。国壳は、寛政年間には新居甚兵衛が奥州の地を回り<sup>67)</sup>、天保年間には吉田源兵衛が蝦夷松前まで回るなど、各地を行商したのである。買次が完成品を握っている限り、国壳が主導的地位を占めることはなかったが、この存在が、都市問屋の全国流通独占体制に抗する桐生独自の手法として、幕末まで存続するのである。

表 5-1 享保 16 年桐生絹買仲間申合時大間々出入国壳

桐生領内		
桑原又兵衛(淺邊)	小曾根金次郎(高澤)	小曾根金五郎(高澤)
川嶋文左衛門(高澤)	川嶋半平(高澤)	村岡太郎兵衛(上菱)
大屋半兵衛(上菱)	小島吉右衛門(村松)	笠原惣兵衛(新宿)
藤掛喜右衛門(新宿)	中村次郎兵衛(新宿)	大澤五郎右衛門(新宿)
朝倉清藏(新宿)	堀越十郎右衛門(新宿)	

『桐生織物史』上巻, pp. 94-95.

享保 16 年(1731)の桐生絹買仲間申合時に絹買仲間に加わった者は、表 5-2 の通り 36 名であった。では、この時点で切り捨てられたものは何か。大間々や他の村々の絹買でもない。それは大間々の絹宿である。そして、毎日片道 2 里の道を徒步で辿るという不合理な仕組みである。すなわち、享保 15 年広沢村の機屋中里四郎兵衛の絹織物没収に端を発した桐生市立替で成遂げたことは、大間々の絹宿に象徴される前時代的残滓からの脱却だったのである。享保元年頃には為登糸の需要が高まるなど諸国上景気となり、それにより問屋資本を強化し、地方の農

<sup>66)</sup> 『近世日本の商人と都市社会』 p. 219, p. 221, p. 262, p. 223 図 3.

<sup>67)</sup> 『桐生織物史』上巻, pp. 424-425.

民的商品生産を都市問屋資本に連結して全国的流通機構の創出が企図されたのだが、都市問屋との取引きを行い全国的な流通体制に積極的に関わっていくべきとの考え方に対する機会があつた為登場者は、前時代的な絹宿の販路狭隘な仕組みを墨守していくは桐生織物業の発展も家業の維持も困難であることを確信したのである。事実、西陣機織法が移植される元文4年(1739)以前の白生地平織物を主に製織していた段階でも、原料糸購入→専門製織→販売という分業が成立していたのであり、全国的流通機構に参加することで生き残りを図ったのであった。

絹買仲間の構成員の折々の変化を示すと表5-2~5-6のような推移を辿る。

表5-2 享保の絹買仲間結成時の構成<sup>68)</sup>

桐生新町		桐生新町以外	
佐羽市郎兵衛	新井甚五右衛門	高橋五左衛門(今泉)	石原又左衛門(今泉)
玉上甚左衛門	玉上甚兵衛	板倉安左衛門(今泉)	木村三郎右衛門(今泉)
森口藤右衛門	森口彦兵衛	木村三郎左衛門(今泉)	木村三郎兵衛(今泉)
山崎清右衛門	村田儀兵衛	前原傳右衛門(淺邊)	前原市兵衛(浅邊)
吉田又右衛門	吉田嘉兵衛	丹羽塙右衛門(廣澤)	丹羽太郎左衛門(廣澤)
石田十兵衛	新居藤右衛門	中里新左衛門(廣澤)	津久井儀右衛門(如来堂)
新居治兵衛		下山五郎右衛門(境野)	下山三次郎(境野)
		新井彌平太(境野)	須永新介(大間々)
		阿久澤九兵衛(大間々)	阿久澤惣吉(大間々)
		中村店(勢州)	中村店(伊勢崎)
		椎名與市右衛門(大原)	下山喜平次(不明)
		和田甚五右衛門(下菱)	

『桐生織物史』上巻、pp. 93-94.

表5-3 寛政3年(1791)桐生絹買仲間

桐生新町		桐生新町以外	
長澤新助	書上文左衛門	新居甚五右衛門	藤生善藏(桐原)
玉上甚左衛門	玉上利右衛門	森口藤右衛門	川島源四郎(不明)
栗田重蔵	玉上太右衛門	佐羽清右衛門	大澤源次郎(新宿)
佐羽吉右衛門	稻垣幸右衛門	金子文次郎	飯塚清六(不明)
新居喜三郎	井筒屋彌七	伊勢屋三郎右衛門	今泉定右衛門(天王宿)
			大澤太郎兵衛(不明)
			小川八郎右衛門(山神)
			石井丈吉(不明)
			笠原善右衛門(新宿)
			石原丈助(今泉)

『桐生織物史』上巻、p. 364.

表5-3の寛政3年(1791)の構成を見ると、大間々の絹宿と特定の繋がりがあると考えられる絹買はいなくなっている。すなわち、大間々の絹宿を中心とする前時代的体制からの脱却は、遅くとも寛政3年には完了したのである。人数的にも桐生新町の絹買が圧倒しており、主導的であったことがわかる。

表5-4 文化5年(1808)桐生絹買仲間

桐生新町		桐生新町以外	
長澤新助	書上文左衛門	玉上甚左衛門	藤生善藏(桐原)
玉上利右衛門	栗田重蔵	玉上太右衛門	大澤源次郎(新宿)
佐羽清右衛門	佐羽吉右衛門	金子文次郎	石井善兵衛(戸奈良)
岩本茂兵衛	伊勢屋三郎右衛門		石井丈吉(不明)
			今泉定右衛門(天王宿)
			鍋屋清六(大原)
			下山政右衛門(小友)
			石井政右衛門(境野)
			藤生甚助(不明)
			石原丈助(今泉)

『近世日本の商人と都市社会』pp. 224-225.

<sup>68)</sup> 『桐生織物史』上巻では玉上甚兵衛が抜けており35名となっている。

表 5-5 安政 6 年(1859)桐生絹買仲間

桐生新町			桐生新町以外	
長澤新助	書上文左衛門	玉上甚左衛門	石井善兵衛 (戸奈良)	今泉定右衛門 (天王宿)
佐羽清右衛門	佐羽吉右衛門	岩本茂兵衛	藤生善十郎 (桐原)	小野里喜左衛門 (奥沢)
			寺内宗兵衛 (吉水)	石井政兵衛 (境野)
			石井五右衛門 (戸奈良)	下山佐助 (小友)
			丹羽長右衛門 (廣澤)	石井治兵衛 (境野)
			石原丈助 (今泉)	

『群馬県史』資料編 15, p. 609, 『近世日本の商人と都市社会』pp. 224-225.

表 5-6 文久 2 年(1862)桐生絹買仲間

桐生新町			桐生新町以外	
長澤新助	書上文左衛門	玉上甚左衛門	今泉定右衛門 (天王宿)	川島茂兵衛 (足利)
玉上利右衛門	佐羽清右衛門	佐羽吉右衛門	石井治兵衛 (境野)	木村半兵衛 (小俣)
石井善兵衛 (戸奈良)	岩本茂兵衛		小野里喜左衛門 (奥沢)	石井政兵衛 (境野)
寺内宗兵衛 (吉水)	石井五右衛門 (戸奈良)		藤生善十郎 (桐原)	下山佐助 (小友)
			木村半五郎 (小俣)	丹羽長右衛門 (廣澤)
			石原丈助 (今泉)	

『近世日本の商人と都市社会』pp. 224-225.

表 5-4 の文化 5 年の段階になると、桐生新町以外の絹買には下野国足利の絹買が現れる。そして最後の表 5-6 文久 2 年の段階になると、足利の絹買の中には桐生新町に屋敷を所持し店舗を構え、桐生新町の絹買として仲間に参加するようになっている。足利の買次が桐生絹買仲間に参加したのは、化政期に交織物などの発展により、天保 3 年(1832)に足利町市立となり、地歩を固めた足利の買次の桐生出店によっている。すなわち、足利市開設により市場構造は変化し始め、幕末・文久度には決定的となつたのである。表 5-5, 5-6 に見られるような絹買仲間の構成の変容に関して、桐生側に足利の買次の助力を必要とした理由は一切ない。桐生絹買仲間に足利の買次が加わった理由は、単なる出市ではなく、各々の桐生出店において商いを伸ばし無視し得ない存在になったからである。すなわち、表 5-5, 5-6 の変容は、桐生方の実質的な敗北ということである。これを生じさせた理由の 1 つは、足利の買次は土地の集積を進めることができたからである。それが出店を可能とする体力差を生んだのである<sup>69)</sup>。また、足利方が桐生に出店した理由は、桐生のブランド力には利用価値があったからである。

ところで、足利との力関係は積年の問題であった。このことに触れておく。安永 8 年(1779)足利絹市再興問題が表面化するに及び、安永 10 年桐生領外機取立禁止規約が議定された<sup>70)</sup>。これは、桐生領五十四ヶ村以外への出機を禁じ、また奉公人の領外への雇用を禁じるというものであり、足利市再開を阻止せんとする目論みであった。さらに、寛政 9 年(1797)には桐生領

<sup>69)</sup> 例えば、『近世日本の商人と都市社会』によると、野州戸奈良村の石井家は天明一寛政期に急速に土地の集積を行い、同村の山林の 7 割を占め、持高は 500 石を超えていた。地主の傍ら呉服渡世を行い、桐生に進出したのは寛政 9 年(1797)桐生新町 4 丁目に屋敷 7 畝歩を取得したのが皮切りであった(pp. 254-255)。また、桐生での地歩を築くために、石井五右衛門は玉上甚左衛門から織屋への借財を肩代わりする代わりに得意先の譲渡を受け、その上で文政 8 年までは玉上の名で商いをするなど平身徐々に浸透して行つたのである(同 p. 256)。

<sup>70)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 201.

織物長久繁昌趣法書が織屋仲間に回付された<sup>71)</sup>。蛇足ながら、表1-2で株仲間の根拠としたのは、同趣法書において初めて機株を設けることとしたからであった。同趣法書では生産数量と価格の維持が決められた。その後も、同様の統制を以って、足利方の伸張を阻止しようとしたが抗し切れず、終に足利出市差止を取り決めたのである。足利への出市を自ら禁じるということは、桐生の買次にとっては打撃であった。しかし、強固な内部統制を敷いた絹買仲間であったが、抜売り、抜買いをする者が後を絶たず、天保11年(1840)には再度足利出市差止願を提出し、安政6年(1859)から文久元年(1861)に掛けて桐生一足利双方で話し合いが持たれ妥協点が見出された。妥協の産物は、足利の木村半兵衛等3名に限り、保証金を桐生方へ払うことでの両市への出市を認めるというものであった。しかし、実施の段となると桐生方より不平が上がり、平等の権利に与ろうとして運動が起きた。その後、試験的に同一条件での両市出市を行うこととしたが、直ぐに維新となってしまい、この試みは頓挫するのである<sup>72)</sup>。

このような一連の角逐は、大間々からの市立替の際の大間々絹宿の運動よりも激しかった。それは、足利市の喪失による販売不振が桐生買次に与えた影響が大きかったからである。しかし、抜買い、抜売り、両市出市請願等により明らかであるが、組織的対応よりも個々の買次の利益確保が優先され、絹買仲間の箍は緩んでいったのである。

## ②産地としての確立以降

大間々市立替・桐生絹市開設は、全国流通独占体制に桐生の買次達が産地桐生を組込む意図があったと述べた。この構想の大元は、都市問屋資本を強化し、地方の農民的商品生産を都市問屋資本に連結して全国的流通機構を創出せんとした幕府の意志であった。それが各種株仲間の組織化政策として具体化されたのである。

その後、桐生は体制に組込まれることを選んだが、それは正則的なものではなかった。桐生は、元文以前は関東絹生産地の一部に過ぎなかった。しかし、享保期に西陣の整理、染色法が伝わり、元文期に高機へ以降すると紗綾織が可能となった。それにより関東絹生産地域が明治に至っても養蚕、製糸、製織の3工程を分離し得ず、農間余業の域を脱することができなかつたのとは対照的に、桐生はこれ等を分離し、専門職化を達成した。その結果、時代に呼応して仲間を組織化することを可能としたのである。そして、地域内部で完成品の製造を成し遂げたのである。すなわち、正則的ではなかったという理由は、江戸呉服問屋側が求めていたことは、半製品の集荷地としての関東絹生産地域の存在であったのだが、その域を脱して桐生は先染技法を学び、完成品までの製造の諸工程連関を自己完結させたことである。これにより、縮緬、紗綾等は買次によって三都問屋にも販売されるが、記述のように国壳によって地方にも販売されることとなった。必然的に、販売先では三都問屋と競合することになる。すなわち、桐生は、江戸呉服問屋を頂点とする体制に自らを組みながら、同時に江戸呉服問屋による価格支配から脱却するために、桐生買次商を頂点とする体制を構築したのである。ここに矛盾が内包されている。

<sup>71)</sup> 『桐生織物史』上巻, pp. 205-207.

<sup>72)</sup> 『桐生織物史』中巻, p. 90.

江戸呉服問屋と絹買との関係は如何にあったのであろうか。江戸の問屋としては、桐生の絹買を代買にするか、現地に支店を設けるか手代を送り直買するかである。越後屋江戸本店の代買となり買次の先鞭を付けたのは玉上甚左衛門や書上文左衛門等であった。安永年間桐生における江戸呉服問屋の絹買宿は、玉上利右衛門、玉上甚右衛門、佐羽清右衛門、佐羽吉右衛門、青山利左衛門、大澤茂七、長澤新助、藤生善藏、新井孫七の9軒であった<sup>73)</sup>。この場合の買宿とは、第4節(3)絹札の項で述べたように、検品等のための1~2日の宿という意味の他、特定の江戸呉服問屋の代買を行うということである。桐生の買次としては、代買を行うことにより、江戸呉服問屋からの財政的支援も得ることができるという利点もあった。このようにして、都市問屋の集荷体制の一翼を担っていたのである。

しかし、天保度初期、佐羽吉右衛門商店の手代が藤岡において生絹の大量買付けを行い、価格騰貴を惹き起すということがあった。この一件は、産地としての桐生という点と前貸問屋制という特徴を示しているといえる。産地であり、前貸問屋的機能を買次が果すとすれば、原料糸の確保は首肯されることである。しかし、江戸時代を通じて、藤岡は都市問屋にとって最大の生絹集荷地域であった。そのため、この一件は都市問屋の集荷体制に抗する動きであった。また、文政期以降、桐生絹買仲間は、趣意金支払いを条件に江戸呉服問屋仲間以外の商人との取引を江戸呉服問屋に認めさせた。さらには、安政2年(1855)代買元の江戸呉服問屋以外に数千軒の取引があり、従来の代買元との関係が切れても支障がない旨口上書を送り付けるなど、幕末に向けて江戸呉服問屋の流通独占に抗する動きを活発化させていったのである<sup>74)</sup>。それ故、桐生は都市問屋にとって、人気不宣土地であった<sup>75)</sup>。しかしながら、都市問屋としては、桐生に支店を設けることや直買するという方法は費用が掛かり、結局、桐生買次商への財政的支援を行う上に、その代買に頼る他はなかったのである。

上記をまとめると、都市問屋から見れば、桐生は在地社会における商業的要素の凝集点であり、資金調達や価格形成の面で主導的立場を堅持しながら、本来は有力な仕入先として維持すべき取引相手であった<sup>76)</sup>。一方、桐生から見れば、都市問屋による価格支配を脱して、産地として販売価格や販売量で主導したいという思いがあった。御吉例之地として恩恵的特権は与えられてきたが、その基盤は磐石とはいえず、桐生を産地として確立し繁栄させるにはまた各自の家業の繁栄と命脈を保つためには、都市問屋との関係強化は不可欠ではあるが、その中で利幅を増やすことが必要だった。しかし、上記のように、都市問屋の流通独占を破綻に追い遣る一因を桐生の買次達が作ることとなったのである。

一方、桐生においては製造工程と販売網を自己完結し産地になり得たということは、買次による桐生支配が確立したということを意味していた。その支配とは、次のような4段階を経て行われた。

<sup>73)</sup> 『江戸問屋仲間の研究』 p. 111.

<sup>74)</sup> 『桐生織物史』 中巻, p. 186, p. 192.

<sup>75)</sup> 『江戸問屋仲間の研究』 pp. 243-244. p. 138.

<sup>76)</sup> 『近世日本の商人と都市社会』 p. 41.

第1段は、上記(1)市立替により表5-2のように絹買仲間を他の業種に先駆けて組織したことである。この組織化は、大間々市への出市を自己規制するためであったが、同時に江戸呉服問屋と直接接する唯一の業種であったため、桐生新町の買次が中心となって市場情報を独占し都市問屋との窓口になって産地を興隆させるためであった。すなわち、この段階では絹買仲間たる桐生の有力買次が、都市問屋による全国流通独占体制に主導的に桐生を組むことを目的としていた。2段階目は買次が完成品を握り、国壳に卸すことによって、全国流通独占体制とは異なる独自の販路を確保していったことである。特に、先染技術移植によって、桐生は産地としての地位を確立したのである。そのため幕末に向けて国壳の活躍が増えたのである。この1、2の段階は、桐生の公益を目的とした行動であるといふことができる。

次の段階として、先染織物の製造に際し、織屋による管理範囲を準備工程と製織工程に留め、買次が仕上工程と販売を一手に握ることによって、買次を頂点とする分業体制たる産地内構造が形成された。これを3番目の段階とすると、4番は前貸問屋制である。すなわち、桐生の体制は、賃織生産者に対して織屋が前貸し、仕上業者に買次が前貸しするなど前貸問屋制を敷くことで、桐生独自の体制は堅固に維持されたのである。3番は絹買仲間による産地支配体制を強化するものであるとすると、4番は個別の業者を逸脱させないための条件でもあった。3、4の段階になると、買次による桐生の支配が濃厚になったのである。

### ③体制維持

都市問屋を悩ませたのは桐生のみではなかった。同様に完成品生産への脱皮は八王子や越後などでも見られた。このような、都市問屋による集荷体制の動搖は寛政期頃から生じ始め、化政期には顕著となった。これは何れの地も農村工業が進展した結果であり、特に、化政期以降は、各地の生産構造は農間余業の域を脱して特産物生産地へと変貌を遂げたのである<sup>77)</sup>。

さらに、各生産地が半製品生産から完成品生産に移行するにつれ、都市問屋の手を経ずして、中小問屋や仲買層、買次が端数の仕入・販売を積極的に進め、生産量の少ない生産者に応じる形で集荷地へ喰い込む動きを強めた。各地の城下町商人の中には都市問屋への未払いの焦げ付きから都市問屋との商いができなくなる者も続出したが、このような中小仲買層による直買、抜買、越荷が横行し、地方問取が増えて行った。都市問屋から見れば、それは素人直売買による地元買荒であるが、その増加は問屋仲間の流通独占は瓦解させる勢いであった<sup>78)</sup>。

特産品生産地が完成品生産に移行した背景にあるのは、全国的な人口増加である。『近世農村の歴史人口学的研究』によれば、慶長初期より慶安初期(1600~1650年頃)に掛けて我が国の人口は歴史的な急増を遂げ、その後定常的に推移し、天保中期から幕末(1840~1867年頃)に掛けて増加したと結論付けている。すなわち、我が国は2度の増加期を経験しているのである、上記の1回目の人口増期には、1,000万人から2,200万人前後に増加した。2度目の増加期である幕末期には3,000万人前後へと増加した<sup>79)</sup>。特に江戸においては、寛永期に148,719人だ

<sup>77)</sup> 『江戸問屋仲間の研究』pp. 239-240. p. 249.

<sup>78)</sup> 『江戸問屋仲間の研究』p. 258.

<sup>79)</sup> 明治5年(1872)の壬申戸籍では全人口は約3,311万人である。2度目の人口増加は1990年代まで続く。

った町方人口が享保期には 536,380 人と約 100 年の間に 2.5 倍に増えた<sup>80)</sup>。1 回目の人口増について『近世農村の歴史人口学的研究』では、「貨幣商品経済の展開の過程に、この問題を解く鍵がひそんでいるように思われる」と述べ、幕府開府とともに貨幣経済の進展が始まったことが主因の 1 つであると推測している<sup>81)</sup>。幕末も同様、人口増加が、各地の特産品生産地の体制整備と完成品生産、地方間取引の増加、またそれを可能にした中小仲買の活躍が結び付き、流通独占体制は破綻して行ったのである。また、節季払いの焦付きも都市問屋の体力を消耗させた。

また、全国流通独占体制の破綻は、幕府の政策変更によるところも大きかった。第 1 節で触れた享保時の江戸株仲間の組織化時点では、問屋自体が生産地を掌握し得ておらず、幕府主導で組織化が進められたのであった。目的は物価統制、就中値下げ政策であったが、集荷機構自体が未整備であり、実効は覚束ないものであった。しかし、寛政改革時には、特産品生産地も確立しつつあり、都市問屋の集荷機構を利用して物価統制の実効を上げることができた。ところが天保改革においては、特産物生産地帯が変質したため、都市問屋の集荷機構が機能不全になってしまったのである。そこで、仲間を廃止し、都市においては個々の商人を犠牲にして値下げを断行し、生産地に対しては領主権力によって流通、生産過程に統制を加えることとした<sup>82)</sup>。しかし芳しからずして株仲間を再興し、流通量を維持するために中小仲買層を利用することにしたのである。その際、旧来の株仲間を古組とし、新興の中小仲買層を仮組としてその下に位置付けることで統制下に置こうと試みたのである。

全国流通独占体制の動搖は、桐生においても相似的に起きていた。すなわち、中小零細の仲買や機屋が簇生したのである。例えば、横浜開港の際、生糸輸出で財を成し謹慎処分となった小西屋幸三郎は小前であった<sup>83)</sup>。表 5・2～表 5・6 に見るように買次にも浮沈があり、桐生の結束の籠は緩み、同時に多くの人々に種々の機会が開けていたのである。その背景にあったのは、下表 5・7 の如く桐生新町の人口増加である。これは機業の進展と比例し、全国の人口動向とも一致している。

さて、寛政 3 年(1791)絹買仲間連名として名を連ねたのは、表 5・3 の通り玉上甚左衛門や書上文左衛門、佐羽清右衛門、そして佐羽吉右衛門等 25 名である。この時点では、桐生絹買仲間は内仲間であった。株仲間を指向するのは天保 6 年(1835)のことである。他国より外来の小資本絹買の札買悪用が天保に至っても依然止まず<sup>84)</sup>、また粗製乱造が問題となつたこと、さらに周辺地域の機業の躍進により桐生の立場が脅かされる事態となり、織屋仲間が機株設置を願い出るに及んだためである。その出願の際、絹買仲間も仲間株取極を出願したのである<sup>85)</sup>。そ

<sup>80)</sup> 『江戸問屋仲間の研究』 p. 44.

<sup>81)</sup> 『近世農村の歴史人口学的研究』 p. 23.

<sup>82)</sup> 『江戸問屋仲間の研究』 p. 263.

<sup>83)</sup> 『桐生織物史』 中巻, pp. 98-99. 『在来技術改良の支えた近代化』 pp. 265-267.

<sup>84)</sup> 『桐生織物史』 上巻, p. 439.

<sup>85)</sup> 『桐生織物史』 上巻, p. 443.

の際「身上式祿委敷相探り、名前別紙ニ相認メ、其外仕様帳面是又別紙ニ相認メ」等、人物を吟味し加入の可否を判断すると述べている<sup>86)</sup>。その上で、従来の仲間を一番組、新規加入を二番組とし両組一決で事を進めることが提案されている<sup>87)</sup>。すなわち、江戸における古組・仮組と相似の区分を行い、新参者を統制下に置くために二番組として加えざるを得なかつたのである。

表 5-7 江戸時代桐生新町の人口推移<sup>88)</sup>

年次	総戸数(借家)	借家割合%	人口総数(女)	奉公人数(女)	(人)
明暦3年(1657)	141	—	—	—	元文4前
延宝元年(1673)	211 (77)	36.45	—	—	
寛保2年(1742)	278 (95)	34.17	—	—	
宝暦7年(1757)	324 (135)	41.66	1,482 (629)	331 (119)	
寛政3年(1791)	509 (291)	57.17	2,256 (1,034)	535 (208)	元文4後
文政2年(1819)	774 (518)	66.93	3,353 (1,600)	651 (251)	
天保2年(1831)	958 (672)	70.15	4,107 (1,994)	769 (428)	
天保6年(1835)	781 (492)	63.0	3,566 (1,753)	613 (266)	
安政2年(1855)	987 (—)	—	4,092 (2,030)	— (—)	天明6後
明治7年(1874)	1,051 (716)	68.13	4,298 (2,183)	— (—)	

桐生市史編纂委員会(1958), p. 53.

また、この仲間株請願運動は、足利町市立の直後であり、桐生の優位性が脅かされるようになった時期であったため、特に織屋仲間においては懸命なもので、請願は再三為された。例えば、天保6年(1835)の「上州桐生領野州足利郡機屋共始末書付」では以下の一節がある。

「前書村々機屋共、並織物問屋絲屋問屋等迄、年々聊宛之、冥加永上納被仰付、株式御定被下置、且又桐生新町邊江、織物吟味並絲織渡世取締方會所御建被下置、其時々之絲相場ニ準、織物値段高下相定メ、猥ニセリ買セリ賣等不仕且格別地性不宜織物ハ問屋共方ニ而、買収不申候様、嚴重被仰付、都而取締方巨細ニ吟味仕候ハゝ、問屋共ハ不申及機屋共も永々之株式ニ相成候事故、作業相互ニ念入、織物吟味仕候様成行、自然與交易之道正敷、風儀次第立直リ可申哉ニ奉存候事。」<sup>89)</sup>

「右會所ニおいて爲冥加、之桐生領産物之織物何品ニ而も清淨精密ニ織立、乍恐爲御時服奉獻上度奉存候、尤、御留機に被下置候事。」<sup>90)</sup>

「機冥加永之儀者、綸子・紗綾・縮緬之外、玉紬等ニ至迄、其品ニ應し甲乙相附、壹機ニ付銀拾分之積ニ而、金高凡貳千五六百兩ニも相成可申候間、献上入用並會所諸雜費等被下置候而も、年々金貳千兩千餘宛、上納仕候様、相成可申候事。」<sup>91)</sup>

機屋株に制限を設げずとしていたことから生産者が増加し、そのため生産過剰となり、引いては価格低迷を招き、粗製乱造にも繋がったのである。そのことから、冥加金を伴う機屋株決

<sup>86)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 442.

<sup>87)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 443. その意味で表 5-6 は一番組である。

<sup>88)</sup> 表右の年号は、元文4年の高機導入と天明6年の先染技法移植を意味している。

<sup>89)</sup> 『桐生織物史』中巻, p. 7.

<sup>90)</sup> 『桐生織物史』中巻, p. 7.

<sup>91)</sup> 『桐生織物史』中巻, p. 8.

めと改所の設置の必要性を説いているのである。しかしながら、結局認許されることはなかつた。斯くして機屋株取決めという参入障壁は不発に終つたのである。絹買仲間株も認可されず、二番組という零細仲買が地域内で公認されたに過ぎなかつた。零細商人の行動原理も自己利益である。結局③の時点では、②の時点の公益は遠退き、何れも自己利益が中心となって行つたのである。

## (2)仲間の実際

桐生で株仲間として公認されたのは質屋仲間と酒屋仲間のみであった<sup>92)</sup>。前述の如く公認の株仲間は冥加金を納めることにより、権力の庇護・特権を受けることができた。桐生は絹永を納めていたが、これは高割であり特定業種が冥加金として納める性質のものではなかつた。織屋仲間も絹買仲間も、その後も株仲間認許の請願を行つたが認められることはなかつた。従つて、上述の仲間規約は、公認に準じて同業者の統制を図るために設けたものであつた<sup>93)</sup>。それ故、織屋仲間には株数の制限等が設けられなかつたのである。しかし、桐生地方においては、織屋仲間も絹買仲間も同業者集団として内仲間のままその規則を遵守し、特に絹買仲間については株も株仲間におけると同様の扱いであつた。

第1節(2)で、仲間株は、売買、譲渡の権利となり株式の概念が定まつたと述べた。上記引用でも「問屋共ハ不申及機屋共も永々之株式ニ相成候」とある如くである。譲渡する場合でも本来は血縁者等を優先したことであろうが、次第に第三者へも転売されるようになつた。例えば、安政6年(1859)桐生足利絹市紛擾に関する文書の中には「訴訟人之内、重郎右衛門儀は、桐生町買次仲間茂兵衛與申もの、株五ヶ年已前より引受、仲間江加入仕候」との記述もあり、訴訟関係にあつた両地域間においてさえ、営業目的のために株の売買または譲渡が行われたことを示している<sup>94)</sup>。同時に、同上の「上州桐生領野州足利郡機屋共始末書付」では「望之者江譲渡候由、又者貸遣し候得ハ、田地同様代金賃金ニ相成候」とあり、株数の制限が設けなかつた織屋仲間においてさえ、株仲間におけると同様に株の売買が行われていたことが知れる<sup>95)</sup>。桐生における絹買仲間等は、明治新政府が自由取引拡大のために明治5年(1872)に全国・各種株仲間を廃止するまで続いた<sup>96)</sup>。

以上により、冒頭に提示した桐生における仲間結成の目的と性格は時代とともに推移したことが明らかとなつた。すなわち、①絹買仲間が作られた当初は桐生新町への市立替を遂行するため、同時に桐生新町の買次が窓口となって都市問屋の全国流通体制に参加するためであった。②先染技法導入後は産地としての桐生を守るためであった。そのため江戸呉服問屋仲間の意向に逆らうことも度々起こした。③幕末となると、簇生する零細機屋や仲買に対する参入障壁と

<sup>92)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 379, p. 401.

<sup>93)</sup> 『桐生織物史』上巻, p. 380.

<sup>94)</sup> 『桐生織物史』中巻, p. 70.

<sup>95)</sup> 『桐生織物史』中巻, p. 8.

<sup>96)</sup> 菅野(1930)『日本商業史』p. 175.

しては機能せず、結局仲間組織を緩和することになった。つまり、江戸呉服問屋の集荷機構を桐生の買次や江戸における仲間外の中小仲買が侵害したことと同じ構図が桐生においても発生し、結局現状を追認せざるを得なくなつたのである。これ等のことを示すことができた。

## 参考文献

- [1]江口百合子「桐生絹買次商の性格について」、『論集きんせい』3、pp.23-56、1979.
- [2]群馬縣内務部『群馬縣蠶絲業沿革調査書』成立舎、1903.
- [3]群馬県史編纂委員会『群馬県史』資料編15近世7、1988.
- [4]林玲子『江戸問屋仲間の研究』御茶の水書房、1967.
- [5]速水融『近世農村の歴史人口学的研究』東洋経済新報社、1973.
- [6]桐生織物史編纂会『桐生織物史』上巻、1935.
- [7]桐生織物史編纂会『桐生織物史』中巻、1938.
- [8]桐生市史編纂委員会『桐生市史』上巻、桐生市史刊行委員会、1958.
- [9]松浦利隆『在来技術改良の支えた近代化』岩田書院、2006.
- [10]宮本又次『日本ギルドの解放』有斐閣、1957.
- [11]宮本又次『株仲間の研究』(宮本又次著作集第1巻)、講談社、1977.
- [12]菅野和太郎『日本商業史』日本評論社、1930.
- [13]杉森玲子『近世日本の商人と都市社会』東京大学出版会、2006.
- [14]早稲田大学経済史学会『足利織物史』上巻、足利織維同業会、1960.
- [15]横井時冬『日本商業史』大和書房、1977.

